

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第424号)

平成17年11月4日

横情審答申第424号

平成17年11月4日

横浜市病院事業管理者

岩 崎 榮 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年3月23日衛市経第267号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「衛生局市立病院経営改革推進富手課長が、議員に提示若しくは手渡した〇〇に係る資料（平成16年5月、6月）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「衛生局市立病院経営改革推進富手課長が、議員に提示若しくは手渡した〇〇に係る資料（平成16年5月、6月）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「衛生局市立病院経営改革推進富手課長が、議員に提示若しくは手渡した〇〇に係る資料（平成16年5月、6月）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長が平成17年2月17日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

なお、平成17年4月1日に横浜市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が設置されたことにより、本件異議申立てについて決定をする権限は、横浜市長から実施機関に引き継がれた。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市の第1号。以下「情報公開条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

本件については、特定の個人を名指しして、行政文書の開示請求が行われているため、当該文書が存在しているか否かを答えること自体が、当該特定個人に係る情報の存在の有無を答えることとなり、情報公開条例第7条第2項第2号により非開示として保護すべき個人に関する情報を開示することと同様の効果が生じることとなる。

また、仮に当該文書が存在するとしても、本件請求に係る情報は、特定個人に係る情報であって、特定個人を識別することができることから、情報公開条例第7条第2項第2号に該当し、非開示となるものである。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) この件に関する非開示理由として、当該文書の存在を答えること自体が情報公開条

例第7条第2項第2号にふれるとしているが、同条項は「行政文書の開示義務」と「個人に関する情報を含むものについては開示を拒否できる」ことについて記しており、「文書の存否を答える」こと自体に何ら掣肘を加える条項ではないと思われる。

また、含まれている個人情報については、申立人に関わる情報を求めているので、この面でも制限される理由があるとは考えにくい。

- (3) 申立人は議員の名前を出しているわけではないし、提示されない情報は課長の情報ではなく、申立人の情報であると考えている。
- (4) 全体として法的な規定といったものに関して、担当者個人の裁量によって判断していることが大きいようだが、そうであれば、個人の裁量によって判断していると規定に書かれるべきである。担当者名が定かでないというのは何故か、ということである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

申立人は、開示請求書に「衛生局市立病院経営改革推進富手課長が議員に提示若しくは手渡した〇〇に係る資料（5月、6月）2004年」と記載し、本件請求を行っていることから、本件申立文書は、平成16年5月及び6月に衛生局市立病院経営改革推進部市立病院経営改革推進課長（以下「経営改革推進課長」という。）が議員に提示又は手渡した資料のうち開示請求書に記載された特定の個人に係るものであると認められる。

(2) 本件請求における存否応答拒否の妥当性について

ア 実施機関は、特定の個人に係る情報は情報公開条例第7条第2項第2号の非開示情報に該当し、当該情報の存在の有無を答えることは同号により非開示として保護すべき個人に関する情報を開示することと同様の効果が生じることとなると主張している。

イ そこで当審査会は、本件処分の妥当性について確認するため、平成17年8月5日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 本件については、特定個人を名指しし、その個人に係る情報が記載された行政文書の開示請求が行われたものであるため、当該文書が存在しているか否かを答えること自体が当該特定個人に係る情報の存在の有無を答えることとなり、情報公開条例第7条第2項第2号により保護すべき特定個人に係る情報を開示することと同様の効果が生じることとなる。

よって、本件請求に対しては存否応答拒否による非開示決定を行った。

(イ) なお、本件については、申立人が同じ文言で行政文書の開示請求と個人情報本人開示請求を行ったもののうち、行政文書の開示請求に係る処分に対し異議申立てがなされたものである。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

情報公開条例第9条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定しており、また、情報公開条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

本件請求においては、経営改革推進課長から議員に対し提示又は手渡された特定の個人についての資料の開示を求めるものであることから、本件申立文書の存在、不存在を前提とした開示等決定を行うと、特定個人についての資料の有無を明らかにすることになり、情報公開条例第7条第2項第2号本文に規定する非開示情報を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

また、この情報が本号ただし書アからウまでに該当しないことは明らかである。

以上のことから、当審査会は、本件請求については、情報公開条例第9条を適用することが妥当であると判断した。

なお、開示請求書からは断定できないが、本件請求が申立人の自己に関する個人情報について請求したものであるのならば、情報公開条例第17条第4項の規定により、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。本件請求時点）によるものとされており、情報公開条例は適用されないものである。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を、情報公開条例第9条に該当するとしてその存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年3月23日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年4月15日 (第1回第三部会) 平成17年4月22日 (第61回第二部会) 平成17年4月28日 (第60回第一部会)	・諮問の報告
平成17年6月17日 (第4回第三部会)	・審議
平成17年7月1日 (第5回第三部会)	・審議
平成17年8月5日 (第7回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年8月19日 (第8回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成17年9月2日 (第9回第三部会)	・審議